

(商号) 株式会社メニコン

定 款

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社メニコンと称する。英文では、Menicon Co., Ltd. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 視力補正用レンズ・眼内レンズ・検眼用器具等眼科用医療機器の受託開発、製造販売および輸出入
2. 前号に付帯する材料・付属品の受託開発、製造販売および輸出入
3. 医療機器の製造機械の製作販売および輸出入
4. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用試薬、眼科用以外の医療機器の製造販売および輸出入
5. 農業・畜産・資源再利用など環境分野等に有用な資材物、原料等の製造販売および輸出入
6. コンピューターソフトならびに情報処理通信システムの開発・販売および運営管理
7. 計量・計測器具の製造および販売
8. 不動産の売買および賃貸・管理業
9. 知的財産権の取得、譲渡、使用許諾および管理
10. 社会貢献を目的とした情報発信および文化振興を担う基地としてのホール・ギャラリーの運営
11. 禁煙運動推進のための研修会、講習会など各種教育事業に関する企画、立案、制作、運営ならびにコンサルティング業務
12. ペット関連事業全般
13. 損害保険および少額短期保険の代理業、ならびに生命保険募集に関する業務
14. 食品の製造販売および輸出入
15. その他前各号に付帯関連する一切の事業および投資

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

### (指名委員会等設置会社)

第5条 当会社は、取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、執行役、および会計監査人を置く。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、124,368千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

### 第 3 章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会議長が招集し議長となる。取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会議長)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会議長1名を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長が招集し、議長となる。取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という)は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって取締役(取締役であったものを含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 委員会

(各委員会の組織)

第31条 各委員会は、取締役3名以上の委員で組織し、その過半数を社外取締役とする。ただし、当会社または子会社の業務を遂行する取締役は、委員になることができない。

(委員の選定および解職)

第32条 各委員会の委員および委員長は、取締役の中から、取締役会の決議によってこれを選定および解職する。

(委員会規則)

第33条 各委員会に関する事項は、法令、定款に定めるもののほか、取締役会が定める委員会規則による。

## 第 6 章 執行役

(執行役の員数)

第34条 当会社の執行役は、3名以上とする。

(選任および解任)

第35条 執行役の選任および解任は取締役会の決議によって行う。

2 代表執行役は、取締役会の決議によって執行役の中から選定する。

(任期)

第36条 当会社の執行役および代表執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度末までとする。

(執行役の権限・分掌)

第37条 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定める。

(執行役の報酬等)

第38条 当会社の執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

2 前項の報酬等には、使用人兼務執行役の使用人相当分の報酬を含む。

(執行役の責任免除)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって執行役(執行役であったものを含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(執行役規則)

第40条 執行役に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規則による。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、監査委員会の同意を得て取締役会の決議によって定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第44条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第8章 計算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定)

第46条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令等

に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当会社の剰余金の配当の基準日は毎年3月31日とし、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

2 当会社は、前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

3 当会社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

## 附 則

1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 改定履歴

昭和18年10月23日	作成
昭和52年 3月23日	改正
平成 6年 2月 9日	改正
平成 6年 6月 9日	改正
平成 7年 4月 1日	改正
平成 7年 6月23日	改正
平成 7年10月 9日	改正
平成 8年 1月12日	改正
平成 8年 6月25日	改正
平成 9年 6月26日	改正
平成10年 6月25日	改正
平成12年12月 1日	改正
平成14年 6月26日	改正
平成15年 6月26日	改正
平成16年 6月28日	改正
平成18年 6月27日	改正
平成19年 6月27日	改正
平成20年 6月26日	改正
平成22年 6月23日	改正
平成23年 6月28日	改正
平成24年 6月27日	改正
平成27年 3月11日	改正

平成27年 6月26日 改正  
平成28年 6月27日 改正  
令和 2年 6月24日 改正  
令和 3年 10月1日 改正  
令和 4年 6月23日 改正